

第16号議案

平成31年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	415人	年間	151,890人
外来	1日平均	1,021人	年間	249,124人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数 537床 (稼働病床数276床)

(2) 患者数

入院	1日平均	241人	年間	88,206人
外来	1日平均	314人	年間	76,616人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数 115床

(2) 患者数

入院	1日平均	109人	年間	39,894人
外来	1日平均	215人	年間	52,460人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	120,675千円
第1項 医業外収益	120,675千円
第2款 中央病院事業収益	19,672,110千円
第1項 医業収益	16,430,566千円
第2項 医業外収益	3,231,544千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,211,944千円
第1項 医業収益	3,188,290千円
第2項 医業外収益	1,022,654千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,473,700千円
第1項 医業収益	35,251千円
第2項 医業外収益	1,437,449千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	120,675千円
第1項 医業費用	120,665千円
第2項 医業外費用	10千円
第2款 中央病院事業費用	19,533,522千円
第1項 医業費用	19,351,599千円
第2項 医業外費用	161,923千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,210,257千円
第1項 医業費用	4,146,483千円
第2項 医業外費用	58,774千円
第3項 特別損失	4,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,313,588千円
第1項 医業費用	1,243,709千円
第2項 医業外費用	67,879千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,365,862千円は、過年度分損益勘定留保資金646,263千円及び当年度分損益勘定留保資金719,599千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,263,535千円
第1項 企業債	656,200千円
第2項 負担金	597,335千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	191,575千円
第1項 企業債	53,600千円
第2項 負担金	137,975千円
第3款 こども病院資本的収入	766,879千円
第1項 企業債	415,200千円
第2項 負担金	351,679千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	2,191,893千円
第1項 建設改良費	1,074,146千円
第2項 償還金	1,111,987千円
第3項 投資	5,760千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	334,090千円
第1項 建設改良費	57,557千円
第2項 償還金	276,353千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	1,061,868千円
第1項 建設改良費	415,264千円
第2項 償還金	646,604千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	656,200 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	53,600			
県立こども病院整備事業	415,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 13,243,423千円
- (2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業	
薬品	2,900,176千円
給食材料	113,409千円
燃料	57,542千円

計	3,071,127千円
2 ころの医療センター事業	
薬品	167,862千円
診療材料	34,077千円
燃料	941千円
計	202,880千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機器	X線循環器診断装置	1台

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦